

令和3年度福知山市地域公共交通確保維持改善計画  
(令和3年度福知山市地域内フィーダー系統確保維持計画)

令和2年7月

福知山市地域公共交通会議

## 目次

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性.....	1
2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果.....	2
3. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標を達成するために行う事業及びその実施主体....	3
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者.....	4
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者.....	13
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称.....	13
7. 外客来訪促進計画との整合性.....	13
8. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要.....	13
9. 協議会の開催状況と主な議論.....	13
10. 利用者等の意見の反映状況.....	15
11. 協議会メンバーの構成.....	17

## 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

### 1.1 背景と目的

福知山市地域の公共交通は、幹線としての役割を担う鉄道（JR山陰本線、同福知山線、京都丹後鉄道宮福線）及び高速バス路線、幹線及び支線の役割を担う民間バス路線（西日本ジェイアールバス株式会社、丹後海陸交通株式会社、京都交通株式会社、日本交通株式会社）、並びに支線としての役割を担う自主運行バス路線と市営バス路線がある。

自主運行バスは旧福知山市域の3地域において民間バスの廃止代替路線として地域の協議会が運行しているものである。

市営バス路線は、平成18年の合併に伴い旧3町（三和・夜久野・大江）の町営バス14路線を引き継いだものであり、主に各旧町内での移動に利用されているほか、鉄道または幹線バス路線のフィーダーとして機能している。利用は減少傾向にあり、今後は地域のニーズに合ったサービスと幹線との確実な接続を通じて利用を促進していくことが課題である。

自主運行バスと民間バス路線は、各地域から福知山市中心部へ運行しているが、同様に利用は減少傾向にあり、利便性の向上を通じた利用促進が課題である。近年人口の減少や利便性の低さ等により利用者が減少傾向にあり、収支率も低い状況にある。

福知山市の市街地（以下「まちなか」という。）は、交通・交易の拠点として発展してきたが、拡散型の都市化に伴う人口密度の低下や低未利用地の増加によって空洞化し、来街者の減少と相まってまち全体の活力が大きく影響を受けている。また、「まちなか」についても高齢化が進行しており、高齢者や子ども等運転免許を持たない人々が安心して暮らせるためにも「まちなか」の公共交通空白地域を解消し、集客の強化や「まちなか居住」対策、都市機能の集積など様々な施策により、魅力ある都市空間の創出が求められている。また、本市の地域公共交通再編のための基本方針となる「福知山市地域公共交通網形成計画」に則り、交通体系の充実を図ることを本事業の目的とする。

### 1.2 必要性

そこで、まちなかにおいて、利便性の高い公共交通ネットワークづくりに取り組む必要がある。このため、鉄道の施設整備や利用しやすいダイヤの実現とあわせて、路線バスについても、幹線・フィーダーの機能分担を図りながら相互に密接に連携することにより、地域ニーズに対応した最適なバス運行の構築を図る必要がある。

また、まちなか内部のみならず周辺地域住民にとっても、その生活圏は通勤・通学・通院等でまちなかにまで及ぶことから、周辺地域から幹線バスによりアクセスしてきた場合に、適切な交通結節点においてまちなかへの移動を担う路線と有機的に結びつける必要がある。マイカーを自由に利用できない高齢者や通学者にとっては、通院・買い物、通学での移動など、日常生活を送る上で地域の公共交通は必要不可欠であり、更に、観光施策と連携する中で、観光客が市内観光施設へ移動するための移動手段として維持確保していく必要がある。

そのため、まちなかを循環してまちなかの回遊を容易にするとともに、幹線交通と複数の拠点において有機的に結びついた「まちなか循環路線バス」を運行する必要がある。

あわせて、公共交通を維持するため、市民の公共交通に対する関心を高めるとともに、観光客に対してバスの観光利用をPRする等、利用促進を図る必要がある。

※この「まちなか循環路線バス」は福知山市公共交通（バス）の再構築に関する基本方針や福知山市中心市街地活性化基本計画（内閣府認定）、福知山市地域公共交通網形成計画にも位置づけられている。

## 2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

### (1) 事業の目標

本市では、地域公共交通確保維持事業の実施により、まちなかの公共交通ネットワークを改善し、福知山駅、市民病院、公共施設、大規模商業施設等への市民のニーズに合った生活交通と、幹線交通との有機的な接続を確保することを通じて、以下の目標の達成をめざすものとする。

●年間利用者数  
北ルート 15,400 人、南ルート 15,000 人、光秀ルート 6,600 人  
岩間循環線 3,600 人

●まちなか循環路線バスを利用したことがある方の割合を増加させる。  
【参考】平成29年11月 沿線住民アンケート調査結果  
利用したことがある(全世代):13.5%  
利用したことがある(65歳~74歳):16.3%

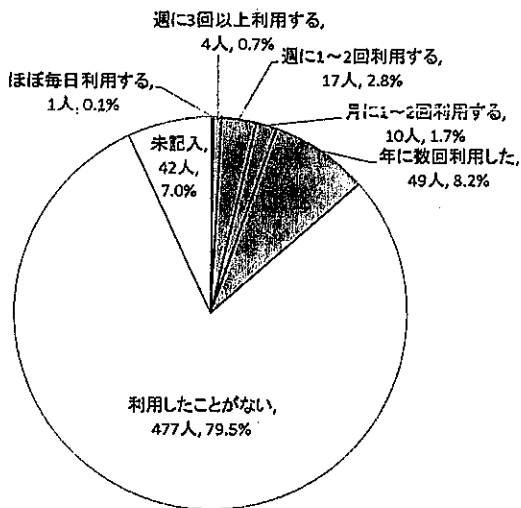
### ●年間利用者数目標について

平成29年11月に実施した、まちなか循環路線バス沿線住民アンケート調査では、回答者600人のうち、まちなか循環路線バスを利用したことがある人が81人(13.5%)であった。また、まちなか循環路線バスを利用したことがない人は477人(79.5%)であり、このうち、普段の移動手段が自家用車又はバイクの人は333人(69.8%)と、3年前の調査結果(474人中340人(90.9%))と比較してもバスへの転換を図るのは難しく、地域住民の利用を大幅に増加させることは非常に困難である。

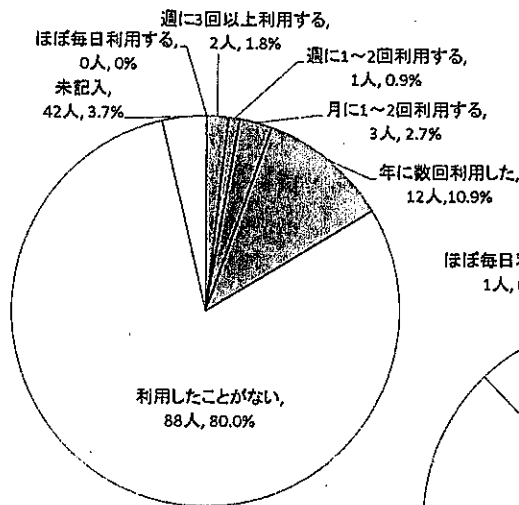
そのため、まちなか循環路線バス北ルートについては、沿線の観光施設へのバス利用のPR等により、利用者の確保に努めていく。

### まちなか循環路線バスを利用したことがありますか？

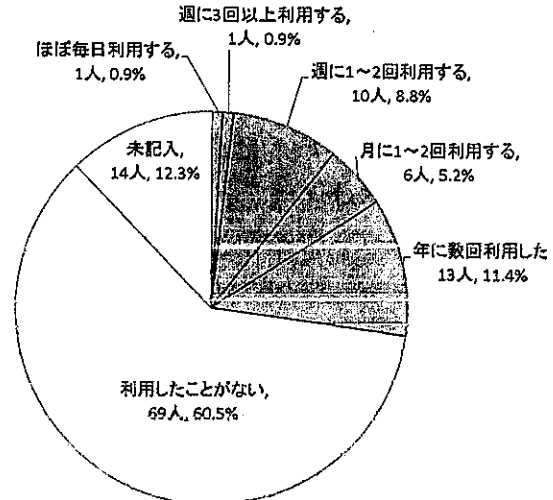
#### 【全世代】



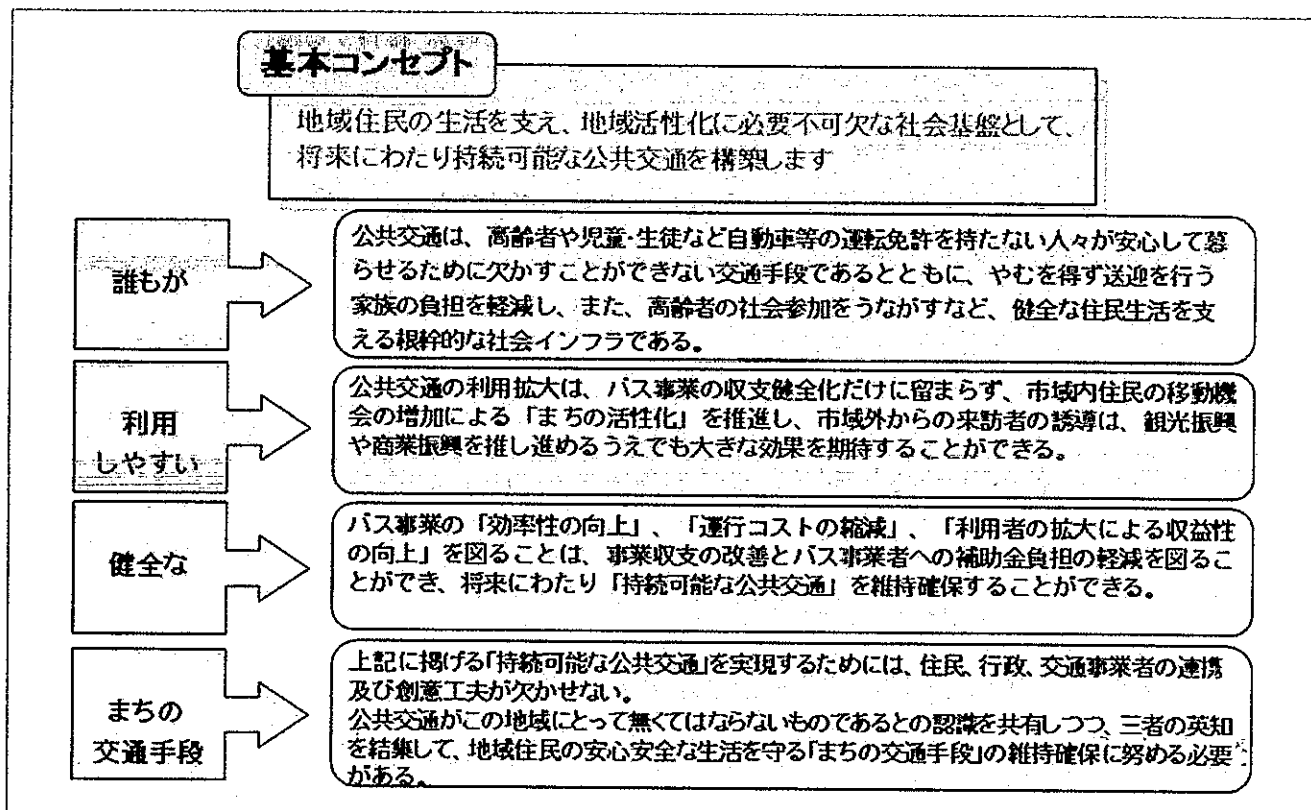
#### 【65歳~74歳】



#### 【75歳以上】



(2)公共交通（バス）に関する基本的な考え方



(3)事業の効果

「まちなか循環路線バス」を維持することにより、まちなか（3学区：対象人口 25,674人、60歳以上人口7,667人\*1）の高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、幹線・フィーダーのネットワークが連携することで、市街地周辺地域の住民にとっても効率的な運行体系が実現でき、適切なサービス水準で持続性のある生活交通ネットワークを提供することにより、まちなかの活力向上に向けた交通基盤が確保される。

\*1：令和2年3月31日住民基本台帳人口

3. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標を達成するために行う事業及びその実施主体

事業名	主な具体的取り組み	実施主体			
		福知山市	京都交通	市民・地域	その他
①市民協働型 利用促進事業	モビリティ・マネジメントの推進	○	○	○	学校
	路線バスお出かけツアーの実施	○	○	○	
	親子バス体験乗車会の開催	○	○	○	
	市内イベント路線バス活用事業	○	○	○	
	敬老乗車券事業	○	○		
	運転免許証自主返納支援事業	○	○	○	
②バス情報 発信事業	わかりやすい時刻表と路線図の発行	○	○		地域公共交通会議
	バス路線利用状況、収支状況等の公表	○			
	わかりやすい車両やバス停の行き先表示	○	○		
	公共交通利用実態市民アンケートの実施				地域公共交通会議
	路線バス沿線の行楽情報の発信	○	○		

#### 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

別添 表1「地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定事業者(地域内フィーダー系統)」参照

##### 4.1.1 「まちなか循環路線バス」運行の基本的な考え方

市民の生活交通の確保と持続可能な公共交通体系を構築する観点から、上記目標の達成にむけて、次の基本的な考え方で取り組む。

- 路線バス事業者と福知山市が適切に役割分担し、効果的で持続可能なバスサービスを実現する。バス会社による手当てが困難な部分は、市所有の車両を使用する等、行政の費用負担による支援のもとにバス運行を行う。
- 公共交通の運行は、市民の日常的な移動を支援することを通じ、地域の活性化につながるものであるため、市民や地域と連携して運行を行う。具体的には、利用者の運賃負担のほかに市内の企業・店舗などからの協賛金等の支援体制の構築、市民によるボランティアサポーター制度の創設など、市民会議における提案を踏まえて本市にあった方策を推進する。

##### 4.1.2 「岩間循環路線バス」運行の基本的な考え方

市民の生活交通の確保と持続可能な公共交通体系を構築する観点から、上記目標の達成にむけて、次の基本的な考え方で取り組む。

- 公共交通の運行は、市民の日常的な移動を支援することを通じ、地域の活性化につながるものであるため、市民や地域と連携して運行を行う。具体的には、利用者の運賃負担のほかに自治会等などからの支援体制の構築、地域住民によるボランティアサポーター制度の創設など、本市にあった方策を推進する。

#### 4.2 役割分担の基本的な考え方

市内を運行している民間路線バスと「まちなか循環路線バス」及び「岩間循環路線バス」については、次の考え方により役割分担を行う。

区分	主な役割
民間路線バス (自主運行バスを含む)	周辺地域における通勤・通学・通院等の生活交通として、まちなかと周辺地域を連絡する役割を担うとともに、まちなかの既存ルート周辺地域における生活交通の役割を担う。 特に地域間幹線生活ネットワーク交通路線については、地域間幹線として広域的な生活交通を担う。
「まちなか循環路線バス」	主としてまちなかの生活交通幹線を担うために、既存の幹線路線で対応できないまちなか地域内の移動を補完する。 また、鉄道及び幹線バスに有機的に結びつくことにより、まちなかから広域への効率的な移動を可能にする。
「岩間循環路線バス」	主として岩間地域、日吉ヶ丘地域などの生活交通幹線を担い、各地域から福知山市中心部への移動を補完する。 また、鉄道及び幹線バスに有機的に結びつくことにより、広域への効率的な移動を可能にする。

### 4.3 事業計画

(1) 事業主体

福知山市

(2) 運行者

京都交通株式会社（まちなか循環路線バス、岩間循環路線バス）

(3) 運行計画

既存路線バスと「まちなか循環路線バス」及び「岩間循環路線バス」が適正に役割分担し、相互に利用者を確保するため、次のように運行を計画する。

1) ルート・機能及び車輛

分類	運営主体	ルート	主な利用目的	車輛
民間路線バスルート(自主運行バスを含む)	民間事業者 自主バス運行協議会	現行の路線を維持する	通勤・通学、買物、通院等	大型～中型バス車両
「まちなか循環路線バス」(北ルート)	路線認定： 福知山市 事業運営主体： 民間事業者	地域間幹線ルートを補完しまちなかの移動を円滑にする。	通院、買物、観光等	小型バス車両
「まちなか循環路線バス」(南ルート)	路線認定： 福知山市 事業運営主体： 民間事業者	地域間幹線ルートを補完しまちなかの移動を円滑にする。	通勤、通院、買物等	小型バス車両
「まちなか循環路線バス」(光秀ルート)	路線認定： 福知山市 事業運営主体： 民間事業者	地域間幹線ルートを補完しまちなかの移動を円滑にする。	買物、観光等	小型バス車両
「岩間循環路線バス」	路線認定： 福知山市 事業運営主体： 民間事業者	地域間幹線ルートを補完し岩間地域方面からの移動を円滑にする。	通院、買物等	小型バス車両

別添路線運行図参照

2) 乗継拠点

・民間路線バスルートとまちなか循環路線バスルート及び岩間循環路線バスルートとの乗継拠点として、「福知山駅」、「市民病院」、「福知山城公園」を設定する。

- ・乗継拠点では、乗継しやすいように運行ダイヤの調整を行う。
- ・福知山駅においては、鉄道ダイヤとの調整も行うものとする。
- ・その他、利用者利便が向上するよう乗継拠点の整備については、行政、事業者、住民と協力し整備をするものとする。

### 3) 運行方法

- ・次のように運行する。

○定時運行

○北ルート及び岩間循環路線は土日祝日及び年末年始（12月30日～1月3日）運休、南ルートは年中無休、光秀ルートは土日祝日及び年末年始（12月30日～1月3日）のみ運行

○北ルートは、午前7時から午後7時までの12時間のうち10時間運行

○南ルートは、平日は午前7時から午後7時までの12時間のうち9時間運行、土日祝日及び年末年始（12月30日～1月3日）は午前9時から午後4時までの7時間のうち4時間運行（通勤・通学、買物、通院対応）

○光秀ルートは、午前7時から午後7時までの12時間のうち3時間運行

○岩間循環路線バスは、午前7時から午後7時までの12時間のうち3時間運行（買物、通院対応）

### 4) 料金

- ・有料とし、まちなか循環路線バスについては、1乗車あたり200円とする。  
また、岩間循環路線バスについては、50円単位の距離運賃とし、他の路線バス運賃と同額の運賃体系とする。
- ・現金のほか、1日券、定期券、回数券を発行する。  
まちなか循環路線バスについては、同一路線の乗り継ぎについて、乗継券の発行により、乗り継いでも1乗車とする扱いとする。
- ・その他乗車料金に関することは以下のとおりとする。

#### ①. 運賃

##### ア まちなか循環路線バス

区 分	現金運賃	備 考
大人運賃	路線ごとに定額の200円均一運賃	1日乗車券は400円均一運賃
小児運賃(小学生以下の小児)	大人運賃の半額(100円均一運賃)	1日乗車券は200円均一運賃

※ 未就学児が同伴の場合は、同伴者1人につき未就学児1人まで無料とする。

##### イ 岩間循環路線バス

区 分	現金運賃	備 考
大人運賃	運賃表参照	
小児運賃(小学生以下の小児)	大人運賃の半額(10円未満切り上げ)	



岩間循環路線バス 運賃表

											日吉ヶ丘団地 (京都駅～ヒルズ前)
										岩間 会館前	150
										岩間中	150
										岩間口	150
										森垣	150
										水源地前	150
										東堀	150
										福知山城 公園前	150
										市役所前	200
										福知山 駅前	200
										西本町	200
										市民病 院前	200

②. 普通定期乗車券

ア まちなか循環路線バス

区 分	1カ月定期	3カ月定期
一般利用者	8,400円	23,940円
中学・高校・大学・専門学校・特別支援学校等	7,200円	20,520円
小学・幼稚園・保育園	3,600円	10,260円

イ 岩間循環路線バス 一般利用者のみ

区 分	1カ月定期	3カ月定期
150円	6,300円	17,960円
200円	8,400円	23,940円
250円	10,500円	29,930円

③. 回数乗車券

ア まちなか循環路線バス

区 分	回数乗車券	備 考
一般利用者	2,000円	11枚綴り
中学・高校・大学・専門学校・特別支援学校等		
小学・幼稚園・保育園	1,000円	11枚綴り

イ 岩間循環路線バス 一般利用者のみ

区 分	回数乗車券	備 考
150円	1,500円	11枚綴り
200円	2,000円	11枚綴り
250円	2,500円	11枚綴り

④. 運転免許自主返納者優遇定期乗車券

まちなか循環路線バスについては、公安委員会が発行する運転経歴証明書を提示した運転免許自主返納者の優遇定期乗車券は、路線ごとに1カ月の額を2,000円とする。

⑤. 身体障害者手帳等所持者の運賃

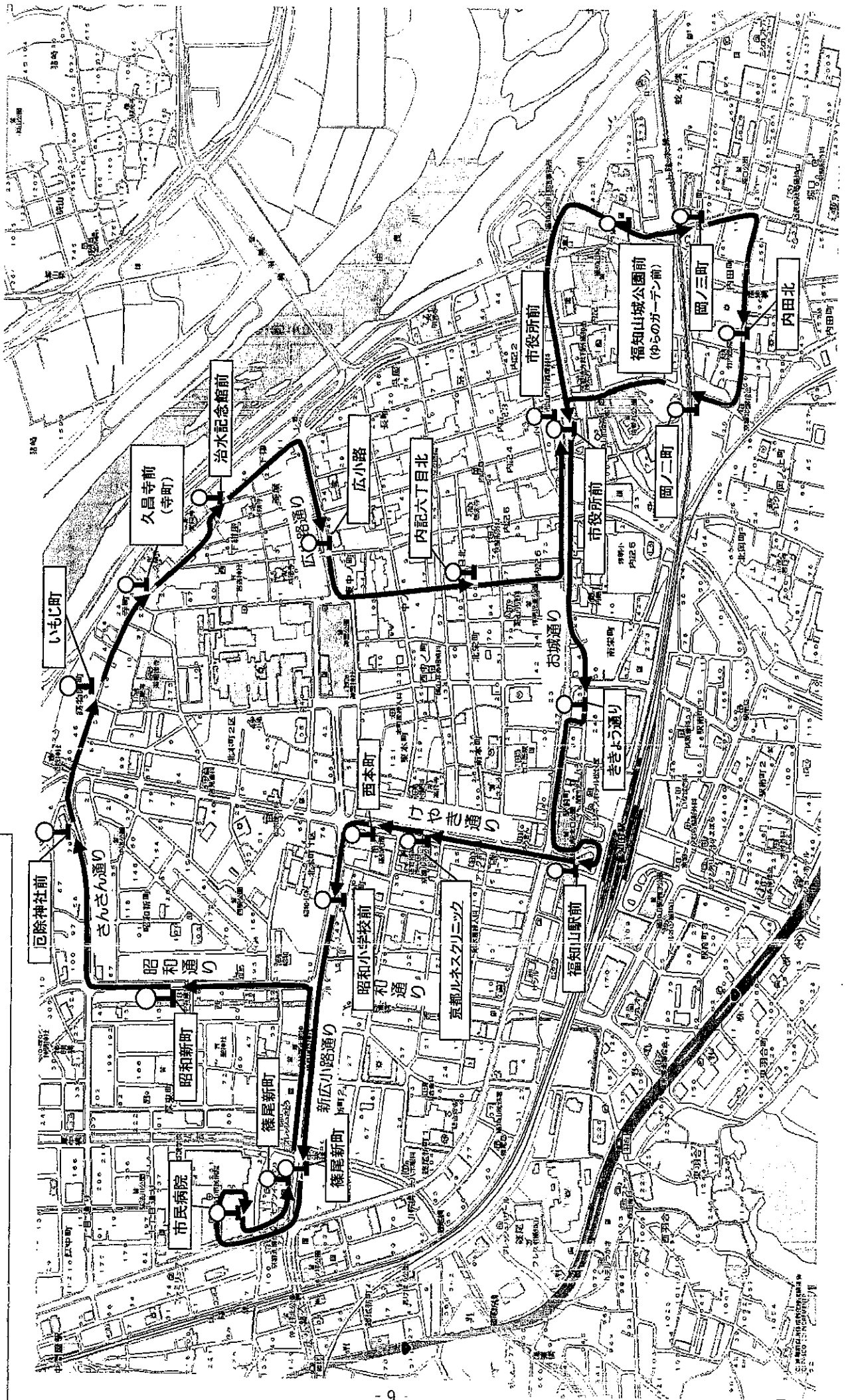
身体障害者手帳・戦傷病者手帳・精神障害者保健福祉手帳等の提示を受けた場合は、運賃、定期乗車券、回数乗車券の額を2分の1とする。

また、上記手帳を提示された方が介護を必要とする場合で、介護をおこなう者が同一区間を同乗するときは、その介護者の運賃も2分の1とする。

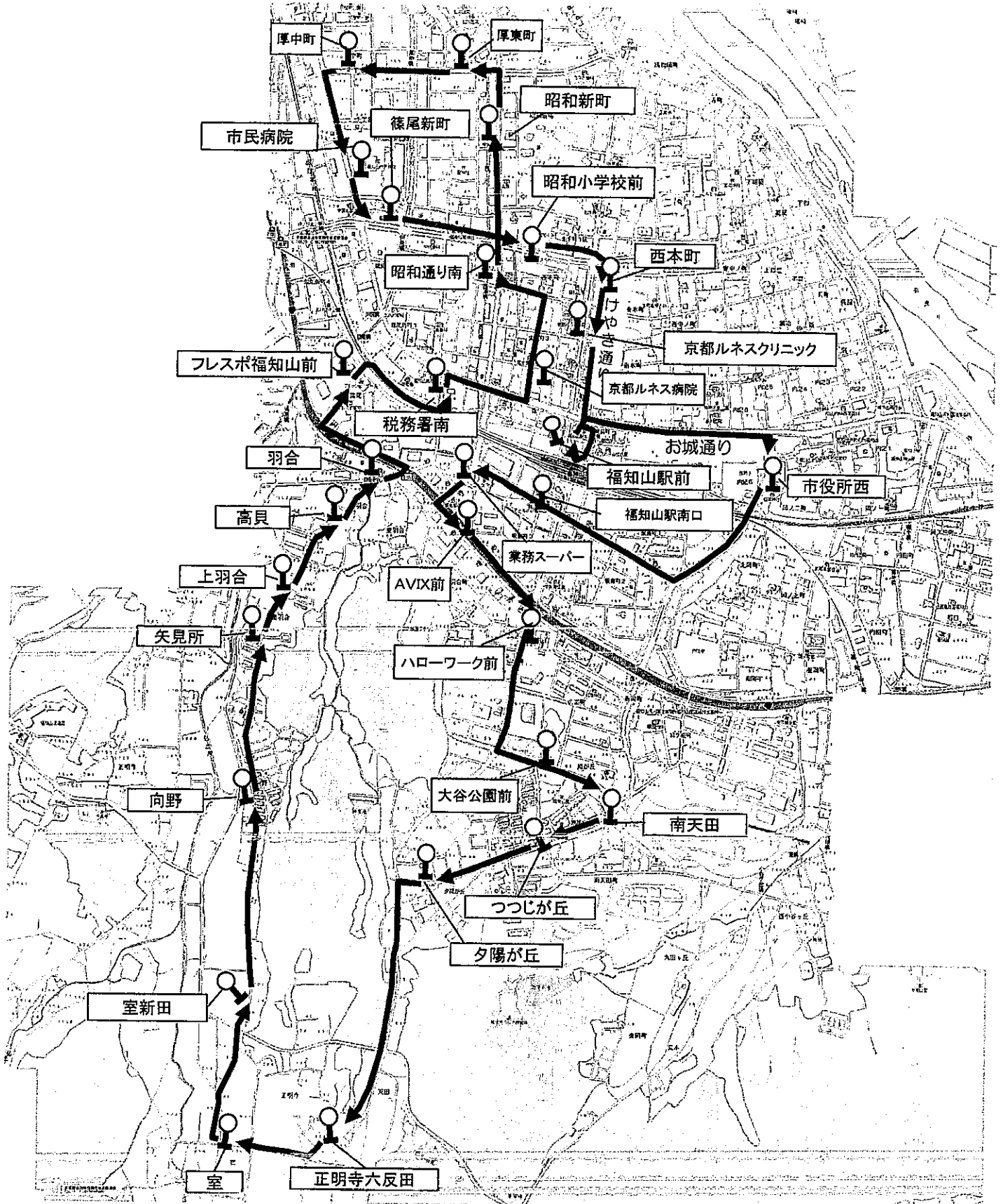
5) 車輛

・市が購入する「まちなか循環路線バス」車両については、まちなかの細街路の運行に対応した小型車両とし、高齢者や障害のある人にも利用しやすい低床型車両とする。

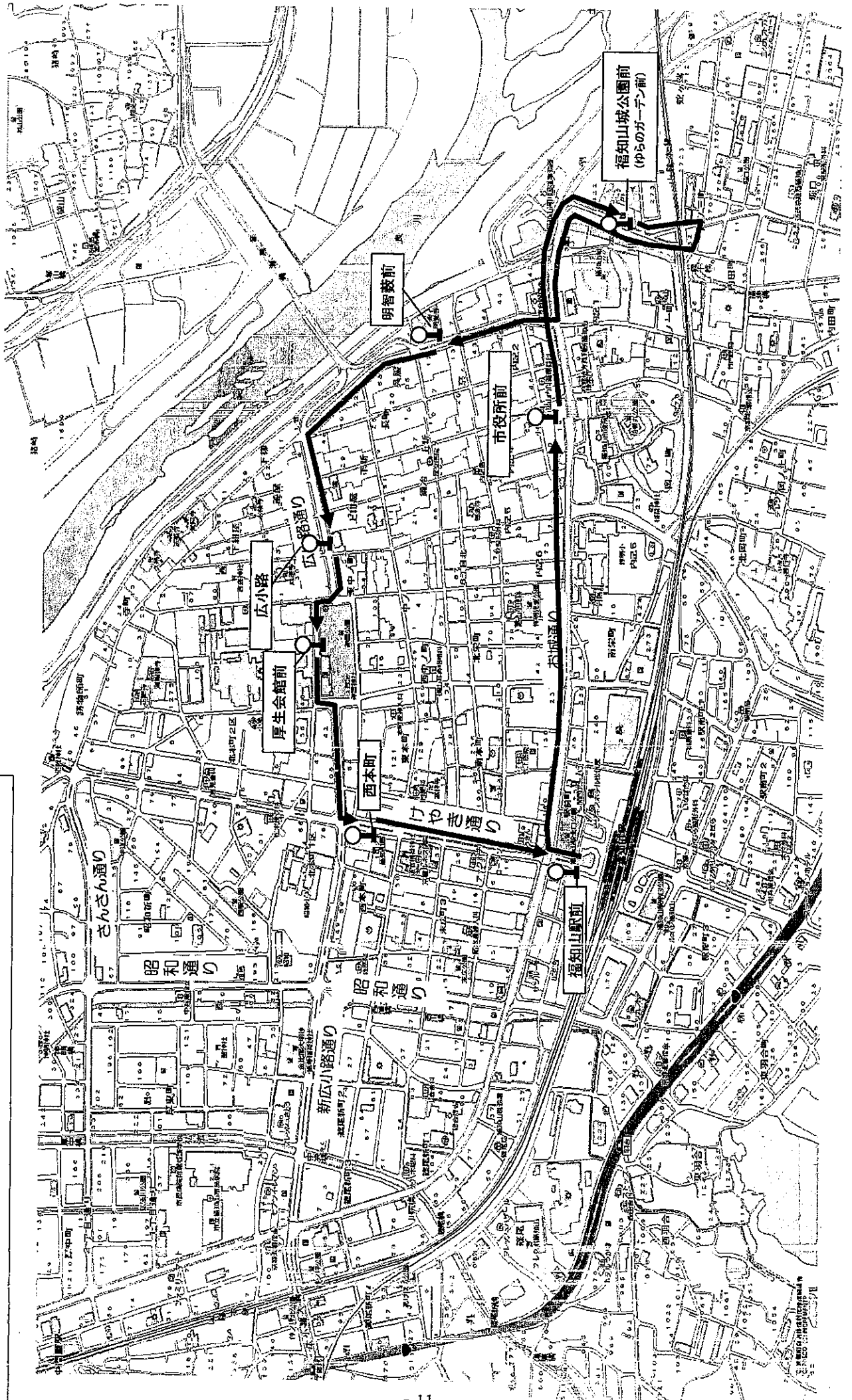
まちななか循環路線(北ルート)運行図



まちなか循環路線(南ルート)運行図



まちなか循環路線(光秀ルート)運行図





## 5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

福知山市

## 6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

京都交通株式会社

## 7. 外客来訪促進計画との整合性

該当なし

## 8. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

別添 表5「地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要」参照

## 9. 協議会の開催状況と主な議論

- ・平成24年4月25日 第1回福知山市地域公共交通会議及び調整部会を持ち回り開催し、平成23年度国土交通省調査事業の事業評価についての承認を得た
- ・平成24年5月17日 第2回福知山市地域公共交通会議調整部会を開催し、平成23年度福知山市地域公共交通会議決算及び福知山市生活交通ネットワーク計画等の協議を行った。
- ・平成24年5月29日 第2回福知山市地域公共交通会議を開催し、平成23年度福知山市地域公共交通会議決算及び福知山市生活交通ネットワーク計画等の協議を行った。
- ・平成24年7月24日 第1回福知山市地域公共交通会議専門部会を開催し、バスの乗り継ぎ等について協議を行った。
- ・平成24年8月24日 第3回福知山市地域公共交通会議調整部会を開催し、福知山市生活交通ネットワーク計画の追加申請等の協議を行った。
- ・平成24年9月6日 第3回福知山市地域公共交通会議を開催し、福知山市生活交通ネットワーク計画の追加申請等の協議を行った。
- ・平成24年10月2日 第4回福知山市地域公共交通会議及び調整部会を持ち回り開催し、平成24年度福知山市地域公共交通会議予算についての承認を得た
- ・平成25年1月25日 第2回福知山市地域公共交通会議専門部会を開催し、福知山市生活交通ネットワーク計画の変更申請等の協議を行った。
- ・平成25年2月19日 第5回福知山市地域公共交通会議調整部会を開催し、福知山市生活交通ネットワーク計画の変更申請等の協議を行った。
- ・平成25年2月27日 第5回福知山市地域公共交通会議を開催し、福知山市生活交通ネットワーク計画の変更申請等の協議を行った。
- ・平成25年4月25日 第1回福知山市地域公共交通会議及び調整部会を持ち回り開催し、平成24年度国土交通省調査事業の事業評価についての承認を得た。
- ・平成25年6月12日 第2回福知山市地域公共交通会議調整部会を開催し、平成24年度福知

山市地域公共交通会議決算及び福知山市生活交通ネットワーク計画等の協議を行った。

- ・平成 25 年 6 月 27 日 第 2 回福知山市地域公共交通会議を開催し、平成 24 年度福知山市地域公共交通会議決算及び福知山市生活交通ネットワーク計画等の協議を行った。
- ・平成 25 年 8 月 27 日 第 3 回福知山市地域公共交通会議及び調整部会を持ち回り開催し、バスの運賃改定等について協議を行った。
- ・平成 26 年 6 月 13 日 第 1 回福知山市地域公共交通会議調整部会を開催し、福知山市生活交通ネットワーク計画等の協議を行った。
- ・平成 26 年 6 月 24 日 第 1 回福知山市地域公共交通会議を開催し、福知山市生活交通ネットワーク計画等の協議を行った。
- ・平成 27 年 1 月 29 日 福知山市地域公共交通会議及び調整部会持ち回り開催し、平成 26 年度地域公共交通確保維持改善事業の事業評価についての承認を得た。
- ・平成 27 年 2 月 26 日 第 3 回福知山市地域公共交通会議を開催し、まちなか循環路線バス調査事業の報告について協議を行った。
- ・平成 27 年 6 月 17 日 福知山市地域公共交通会議及び調整部会を開催し、まちなか循環路線バス運行計画の見直し及び福知山市地域公共交通確保維持改善計画等の協議を行った。
- ・平成 28 年 2 月 4 日 第 7 回福知山市地域公共交通会議及び調整部会を開催し、平成 27 年度地域公共交通確保維持改善事業の事業評価についての承認を得た。
- ・平成 28 年 6 月 20 日 福知山市地域公共交通会議調整部会を開催し、福知山市地域公共交通確保維持改善計画等の協議を行った。
- ・平成 28 年 6 月 22 日 福知山市地域公共交通会議を開催し、福知山市地域公共交通確保維持改善計画等の協議を行った。
- ・平成 29 年 1 月 27 日 第 5 回福知山市地域公共交通会議及び調整部会を持ち回り開催し、平成 28 年度地域公共交通確保維持改善事業の事業評価についての承認を得た。
- ・平成 29 年 3 月 28 日 第 6 回福知山市地域公共交通会議を開催し、福知山市地域公共交通再編実施計画作成についての承認を得た。
- ・平成 29 年 8 月 22 日 福知山市地域公共交通会議調整部会を開催し、福知山市地域公共交通確保維持改善計画等の協議を行った。
- ・平成 29 年 8 月 25 日 福知山市地域公共交通会議を開催し、福知山市地域公共交通確保維持改善計画等の協議を行った。
- ・平成 30 年 1 月 23 日 第 2 回福知山市地域公共交通会議調整部会を開催し、平成 29 年度地域公共交通確保維持改善事業の事業評価についての承認を得た。
- ・平成 30 年 1 月 26 日 第 2 回福知山市地域公共交通会議を開催し、平成 29 年度地域公共交通確保維持改善事業の事業評価についての承認を得た。
- ・平成 30 年 6 月 20 日 福知山市地域公共交通会議調整部会を開催し、福知山市地域公共交通確保維持改善計画等の協議を行った。
- ・平成 30 年 6 月 22 日 福知山市地域公共交通会議を開催し、福知山市地域公共交通確保維持改善計画等の協議を行った。
- ・平成 31 年 1 月 18 日 第 3 回福知山市地域公共交通会議及び調整部会を持ち回り開催し、平成 30 年度地域公共交通確保維持改善事業の事業評価についての承認を得た。



- ・令和元年6月12日 福知山市地域公共交通会議調整部会を開催し、福知山市地域公共交通確保維持改善計画等の協議を行った。
- ・令和元年6月17日 福知山市地域公共交通会議を開催し、福知山市地域公共交通確保維持改善計画等の協議を行った。
- ・令和2年1月21日 第4回福知山市地域公共交通会議調整部会を開催し、令和元年度地域公共交通確保維持改善事業の事業評価についての承認を得た。
- ・令和2年1月23日 第5回福知山市地域公共交通会議を開催し、令和元年度地域公共交通確保維持改善事業の事業評価についての承認を得た。
- ・令和2年6月29日 福知山市地域公共交通会議調整部会を開催し、福知山市地域公共交通確保維持改善計画等の協議を行った。
- ・令和2年7月1日 福知山市地域公共交通会議を開催し、福知山市地域公共交通確保維持改善計画等の協議を行った。

## 10. 利用者等の意見の反映状況

- ・「まちなかバスを考える市民会議」を設置
 

平成23年11月から平成24年1月までの間に、学識経験者（京都大学大学院助教）の参加のもと3回の会合を開催、ワークショップを実施して、現在のバス交通に対する問題点・課題を洗い出し、望ましいバスに関する意見を交換、新しい「まちなかバス」に関する運行計画を立案、同バスの維持のために実践できることの表明などを行った。
- ・「まちなかバスを考えるアンケート調査」を実施
 

平成23年11月、福知山市のまちなかに該当する惇明地区、大正地区、昭和地区においてアンケートを実施した。無作為に抽出した1,500世帯の世帯主あてに調査票（1世帯あたり4名まで記入可能な様式）を郵送配布し、郵送で回収した。431通（回収率：28.7%）の回答を得た。

調査結果は「まちなかバスを考える市民会議」及び地域公共交通会議に報告し、議論の参考にするとともに、新たな「まちなか循環路線バス」について利用者数推計の根拠とした。
- ・「京都交通岩間線を考える住民会議」を日吉ヶ丘自治会と連携して設置
 

平成24年7月から、平成23年度に実施した「まちなかバスを考える市民会議」の提言により、「まちなか循環バス」で補完できない地域住民と現在のバス交通に対する問題点・課題などについて意見交換し、利用者目線による新しい「岩間循環路線」に関する運行計画を検討した。
- ・「京都交通岩間線を考えるアンケート調査」の実施
 

平成24年7月及び12月の2回において、日吉ヶ丘自治会約230世帯を対象に日吉ヶ丘自治会と連携しアンケート調査を実施。

調査結果は、京都交通岩間線を考える住民会議で報告し、運行計画の参考とした。
- ・「京都交通岩間循環線利用促進のためのアンケート調査」の実施
 

平成25年11月25日（日）～12月27日（金）において、日吉ヶ丘自治会約230世帯を対象に日吉ヶ丘自治会と連携しアンケート調査を実施。

調査結果は、関係団体で行う「岩間循環線利用促進会議」で報告し、今後の利用促進の取り組みの参考とした。

・「まちなか循環路線バス」調査事業の実施

(1) 沿線住民アンケート調査の実施

平成26年11月14日～11月28日、福知山市のまちなかに該当する惇明地区、大正地区、昭和地区においてアンケートを実施した。無作為に抽出した1,000世帯の世帯主あてに調査票（1世帯あたり4名まで記入可能な様式）を郵送配布し、郵送で回収した。283通（回収率：28.3%）、474人から回答を得た。

(2) バス利用乗降調査

平成26年12月19日（金）、12月21日（日）、各日、全便において、乗客に聞き取り調査を実施した。北ルート69人、南ルート94人から回答を得た。

(3) 乗務員への聞き取り調査

平成26年12月、まちなか循環路線バス運行経験がある乗務員を対象に、日頃の運行の中で気になることや、改善が必要と思われること、さらに乗客の声等についてアンケート調査を実施し、11人から回答を得た。

(1)～(3)の調査結果は地域公共交通会議に報告し、「まちなか循環路線バス」運行計画の見直し及び利用者目標値の根拠とした。

・「まちなか循環路線バス」調査事業の実施

(1) 沿線住民アンケート調査（まちなかバスを考えるアンケート調査）の実施

平成29年11月30日～12月27日、惇明地区・昭和地区・大正地区（沿線一部地域）、修斉地区（沿線一部地域）においてアンケートを実施した。無作為に抽出した1,000世帯の世帯主あてに調査票（1世帯あたり4名まで記入可能な様式）を郵送配布し、郵送で回収した。314通（回収率：31.4%）、600人から回答を得た。

(2) バス利用者アンケート調査の実施

バス利用者の意見を聴くため、平成29年12月20日～平成30年1月19日まで、まちなか循環バス車両内にアンケート調査票を設置し、車両内に設置した回収箱で回収した。北ルート27通、南ルート46通、計73通を回収した。

(3) 乗務員アンケート調査の実施

平成30年2月5日～2月16日まで、まちなか循環路線バス運行経験がある乗務員を対象に、利用者の実態や運行上の課題等の調査項目について、アンケート調査票による調査を行い、バス利用者の意向調査では把握しにくい利用実態と路線改善に必要な情報を収集し、15人から回答を得た。

(4) バス停別利用者数調査

バス停別に利用者数の実態を把握するため、平成29年度の乗降者数を調査した。

(1)～(4)の調査結果は地域公共交通会議に報告し、「まちなか循環路線バス」運行計画の見

直し及び利用者目標値の根拠とした。

## 11. 協議会メンバーの構成

協議会の名称	福知山市地域公共交通会議
市区町村	福知山市
都道府県	京都府
地方運輸局	京都運輸支局
交通施設管理者等	福知山警察署、福知山河川国道事務所、中丹西土木事務所
交通事業者	京都交通(株)、西日本ジェイアールバス(株)、丹後海陸交通(株) 自主バス運行協議会、事業者運転者団体代表
協議会が必要と認める者	福知山商工会議所、福知山市自治会長会運営委員代表

協議会の名称	福知山市地域公共交通会議 調整部会
市区町村	福知山市
都道府県	京都府
地方運輸局	京都運輸支局
交通事業者	京都交通(株)、西日本ジェイアールバス(株)、丹後海陸交通(株) 三岳バス運行協議会、庵我バス運行協議会、中六人部バス運行協議会、 日本交通(株)、前田自動車(株)、(有)慶和、NPO 法人福知山 BGM 福祉 サービス、西日本旅客鉄道(株)、WILLER TRAINS(株)
協議会が必要と認める者	福知山市自治会長会運営委員代表、福知山市社会福祉協議会

協議会の名称	福知山市地域公共交通会議 専門部会
市区町村	福知山市
都道府県	京都府
地方運輸局	京都運輸支局
交通事業者	京都交通(株)、西日本ジェイアールバス(株)、丹後海陸交通(株) 三岳バス運行協議会、庵我バス運行協議会、中六人部バス運行協議会

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内ファイダー系統)

令和3年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内ファイダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点				運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準ニで該 当する要件 (別表7のみ)
福知山市	京都交通株式会社	(1) まちなか循環路線バス北ルート	福知山駅前	久馬寺町(寺町)	福知山駅前	往 7.3km 循環	4655回		①	京都市交運の運行する補助対象地域間幹線系統(福知山線)1本の福知山駅「市民病院」停留所共々	③	
		(2) まちなか循環路線バス南ルート	福知山駅前	室	福知山駅前	往11.3km 循環	3295回		①	京都市交運の運行する補助対象地域間幹線系統(福知山線)1本の福知山駅「市民病院」停留所共々	③	
		(3) 岩間循環線	市民病院	東堀	岩間会館	往 8.9km 復 8.9km	612.5回		①	京都市交運の運行する補助対象地域間幹線系統(福知山線)1本の福知山駅「市民病院」停留所共々	③	
		(4) まちなか循環路線バス光秀ルート	福知山駅前	明智藪前	福知山駅前	往 4.3 km 循環	1080回		①	京都市交運の運行する補助対象地域間幹線系統(福知山線)1本の福知山駅「市民病院」停留所共々	③	
		(5)				往 km 復 km	回					

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内ファイダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内ファイダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

令和4年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点				運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
福知山市	京都交通株式会社	(1) まちなか循環路線バス北ルート	福知山駅前	久壽寺前(寺町)	福知山駅前	往 7.3km 循環	4617回		①	京福交通の運行する補助対象地域間幹線系統福知山線1他の「福知山駅」市民病院「停留所」共有	③	
		(2) まちなか循環路線バス南ルート	福知山駅前	室	福知山駅前	往11.3km 循環	3283回		①	京福交通の運行する補助対象地域間幹線系統福知山線1他の「福知山駅」市民病院「停留所」共有	③	
		(3) 岩間循環線	市民病院	東畑	岩間会館	往 8.9km 復 8.9km	243日		①	京福交通の運行する補助対象地域間幹線系統福知山線1他の「福知山駅」市民病院「停留所」共有	③	
		(4) まちなか循環路線バス光赤ルート	福知山駅前	明智藪前	福知山駅前	往 4.3 km 循環	1088回		①	京福交通の運行する補助対象地域間幹線系統福知山線1他の「福知山駅」停留所共有	③	
		(5)				往 km 復 km	日	回				

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内ファイダー系統)

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内ファイダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点				運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準に 該当する要件 (別表7のみ)
福知山市	京都交通株式会社	(1) まちなか循環路線バス北ルート	福知山駅前	久壽寺前(寺町)	福知山駅前	往 7.3km 循環	4655回		路線定期運行	①	京都交通の運行する補助対象地域間幹線系統福知山線、他の「福知山駅」「市民病院」停留所共有	③
		(2) まちなか循環路線バス南ルート	福知山駅前	室	福知山駅前	往 11.3km 循環	3295回		路線定期運行	①	京都交通の運行する補助対象地域間幹線系統福知山線、他の「福知山駅」「市民病院」停留所共有	③
		(3) 岩間循環線	市民病院	東屋	岩間全邸	往 8.9km 復 8.9km	612.5回		路線定期運行	①	京都交通の運行する補助対象地域間幹線系統福知山線、他の「福知山駅」「市民病院」停留所共有	③
		(4) まちなか循環路線バス光秀ルート	福知山駅前	明智藪前	福知山駅前	往 4.3 km 循環	1080回		路線定期運行	①	京都交通の運行する補助対象地域間幹線系統福知山線、他の「福知山駅」停留所共有	③
		(5)				往 復 km km	回					

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内ファイダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、路線特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内ファイダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	福知山市
-------	------

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	40,913
交通不便地域	13,558

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
11,354	三和町、夜久野町、大江町	過疎地域自立促進特別措置法
11,159	三和町(全域)、夜久野町(全域)、大江町(河守上村、河東村、有路下村)、旧福知山市(金山村、三岳村、金谷村、雲原村)	山村振興法

地域公共交通網形成計画、地域公共交通再編実施計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度
福知山市地域公共交通網形成計画	平成28年3月	平成29年度

(※参考)

対象人口	算定式	国庫補助上限額

(※) 省略可。

協議会において承認を得る必要があるなど、自治体の必要性に応じて記載可。  
 なお、記載する場合の適用算定式においては、直近の地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額の算定式をご活用ください。

(1) 記載要領

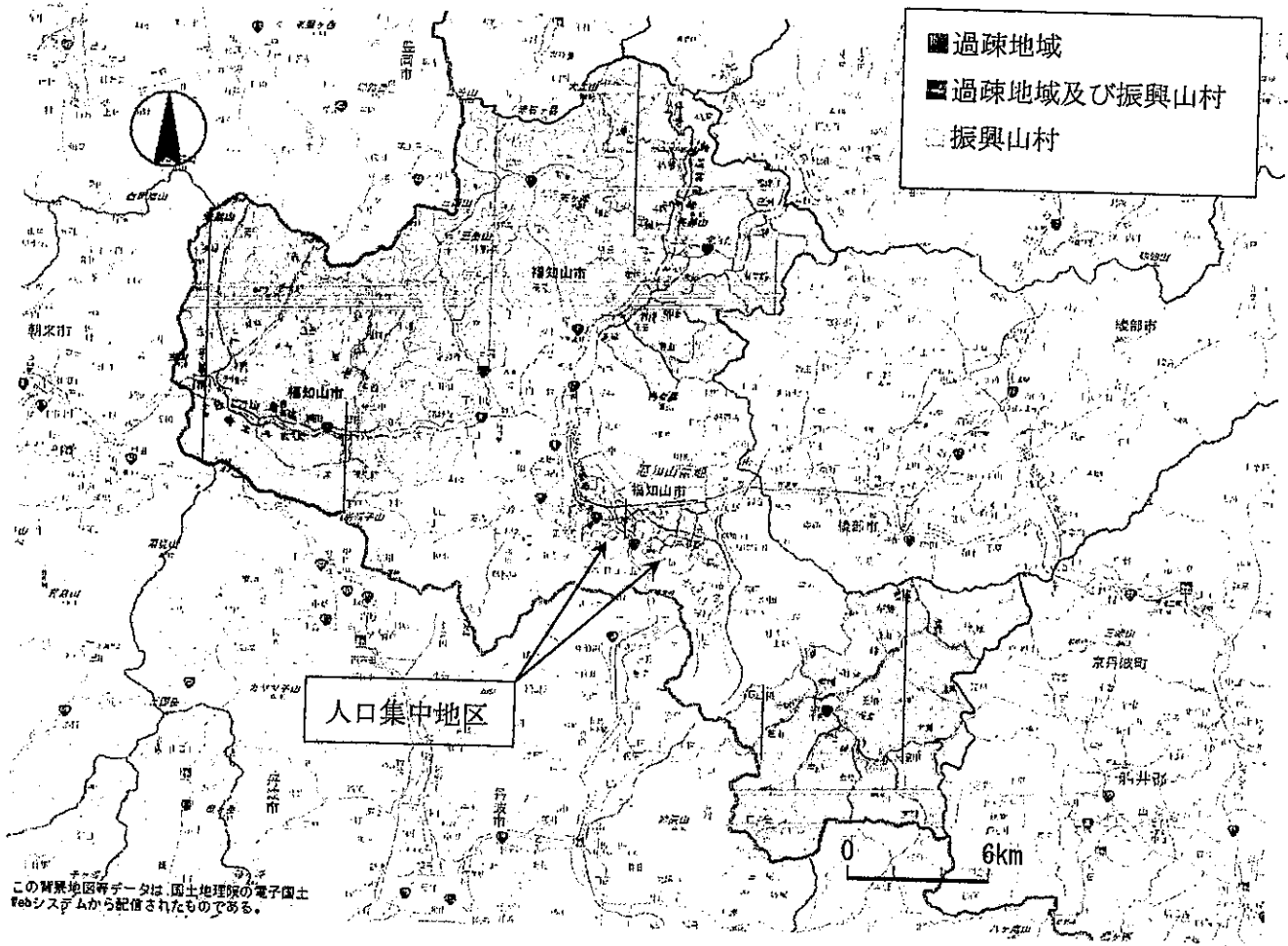
1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。  
 ※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(口②(1))に記載のある過疎地域の人口及び交付要綱別表7(口②(2)(実施要領の2.(1)⑭))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)に記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図  
 (ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

## 地域概要図

人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図



### 交通不便地域

過疎地域：旧三和町全域、旧夜久野町全域、旧大江町全域

振興山村の指定を受けている地域：

旧三和町全域、旧夜久野町全域、河守上村（旧大江町）、河東村（旧大江町）、有路下村（旧大江町）、金山村、三岳村、金谷村、雲原村